

地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方について

1 趣旨

- ・ 「日本の再生」のために、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応。
- ・ 今後消費増税について国民の理解を得て進めるためにも、公務員が先頭に立って取組を進めていく姿勢を示すことが重要。

2 国の給与減額支給措置の内容

- ・ 「臨時特例法」の規定による国家公務員の給与減額支給措置の詳細。(資料3参照)
※国の行政職(一)俸給表適用者における諸手当を含めた年収における平均減額割合は7.8%

3 2に準じた取り組み

(1) 対象職員等

①一般職(地方公営企業職員を含む)

→下記(2)参照。

②特別職

→具体的な減額内容については、各団体において判断。

③議員

→国会議員については立法府の自主的判断として取り組まれていることから、各議会において判断。

④臨時・非常勤職員

→国の取扱いを参考とし、各団体における職員の勤務形態及び給与水準を鑑みて判断。

(2) 具体的取組の目安

A 給料

○ラスパイレス指数(以下「指数」という)と参考値との差が、国の給与減額支給措置による相対的な給与水準の上昇部分と捉えられることから、この部分を引き下げ。

○但し、各団体において既に行われている給与抑制措置を踏まえた取組。

※平成24年4月2日以降、指数に影響を及ぼす独自カットの改廃などがある場合には、それを考慮した取組が必要。

※給与適正化の取り組みは、引き続き推進。

○指数の比較対象ではない各種給料表及び職種についても、均衡を考慮して取り組み。

B 手当

(イ) 給料に連動した手当については、算定基礎である給料の減額の影響をそのまま反映。

(ロ) 期末・勤勉手当については、国に準じた9.77%の減額を基本とする。

(ハ) 管理職手当は一律10%の減額を基本とする。

(ニ) 通勤手当等の実費弁償的な手当は減額しない。

4 スケジュール

- ・ 遅くとも平成25年7月からの施行に向け、条例改正等を行う。

5 取組状況調査等

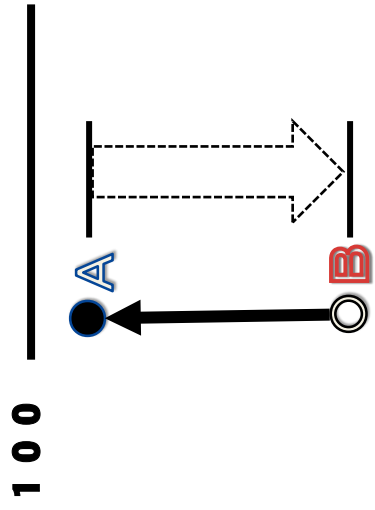
- ・ 2月以降、各地方公共団体の取組・進捗状況等を随時調査・公表予定。
- ・ 給与情報等公表システムを活用し、各団体において随時公表。

以 上

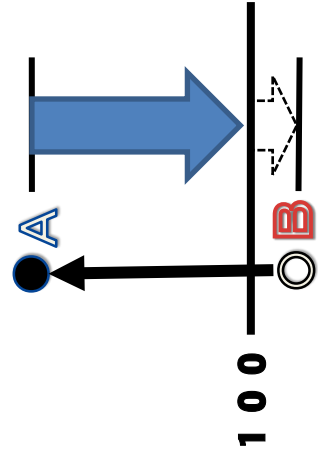
今回の地方公務員の給与削減の要請に基づく取組

- 国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組を要請
- 但し、各団体に一律に現状からさらに7.8%削減するよう求めるものではなく、各団体において既に行われている給与抑制措置を踏まえた取組を求めるもの。

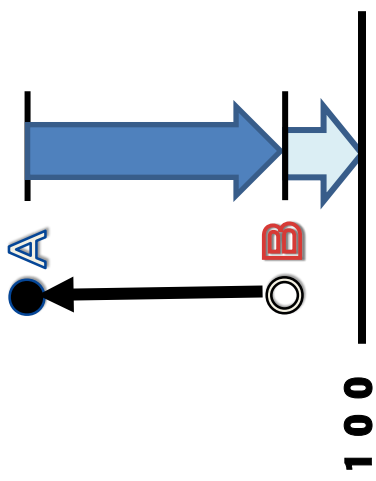
<パターン①>



<パターン②>



<パターン③>



➡ 今回の要請により当該団体において必要となる新たな措置の範囲

A ラスパイレス指数
国家公務員の給与改定特例法による措置を反映した数値。

B 参考値
国家公務員の給与改定特例法による措置がなかったと仮定した場合の数値。

➡ 給与適正化の取組